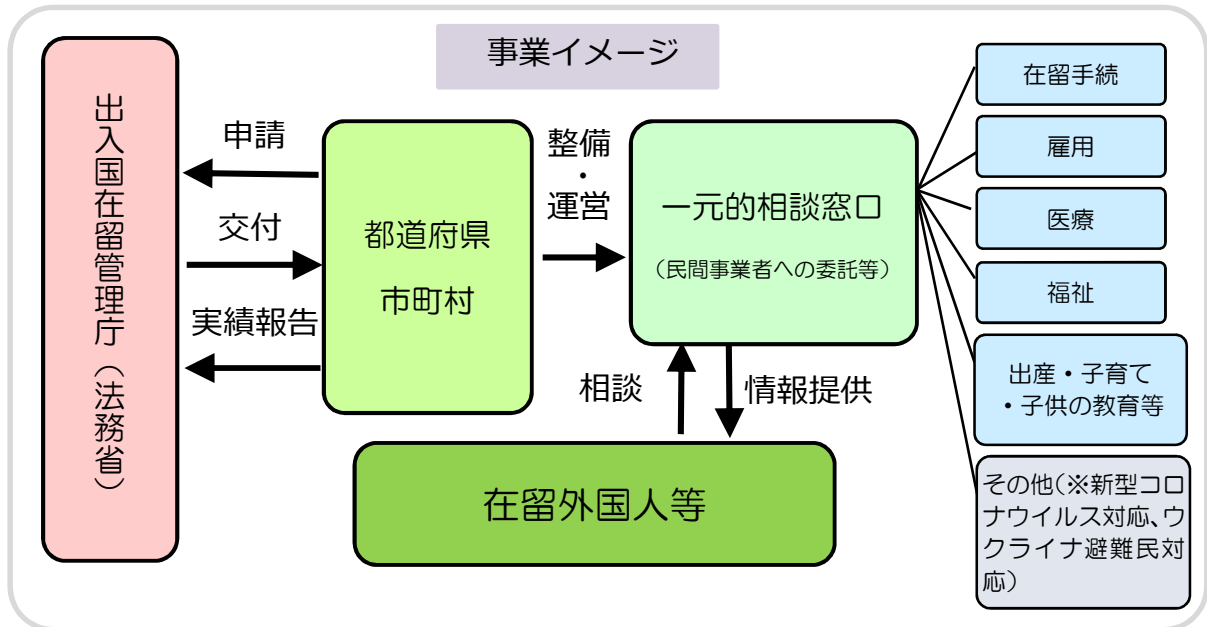


第2章 外国人受入環境整備交付金

1 | 外国人受入環境整備交付金とは



（1）補助金としての性格

外国人受入環境整備交付金は、個別の法律上の根拠はなく、歳出予算に根拠を持つ「予算補助」に属します。補助金等適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号））の適用を受ける交付金であり、そのことは同法施行令第2条第165号に規定されています。

外国人受入環境整備交付金の詳細については、外国人受入環境整備交付金交付要綱及び外国人受入環境整備交付金取扱要領で規定され、取扱いに関するQ&Aもありますので、本書と併せてこれら規程等も御参照ください。

なお、同交付金の交付決定権者は法務大臣ですが、交付に関する事務については出入国在留管理庁が実施しています。

■外国人受入環境整備交付金のページ

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukoku_kanri02_00039.html



要綱等を掲載しています。

（２）目的

地方公共団体が一元的相談窓口を設置・運営する取組を財政的に支援し、もって、地域における外国人の受入れ環境整備を促進し、多文化共生社会の実現に資することを目的としています。

（３）交付対象

外国人受入環境整備交付金の交付を希望する全ての都道府県及び市町村（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８１条第１項の特別区を含みます。以下同じ。）が交付対象となります。

なお、交付金事業の実施主体としては、交付対象が直接行うケース、交付対象から民間団体等に委託するケース、交付対象から民間団体等に補助金を交付するケースがあります（コラム「一元的相談窓口の委託等について」（P. 8）参照）。

また、窓口の相談員は交付対象の職員が行い、通訳についてのみ、業者委託するようなケースもあります。

委託等する場合でも、一元的相談窓口として秘密保持義務等の条件（後記「（５）一元的相談窓口の条件」（P. 11）参照）を満たす必要があるため、委託等する業務以外の委託等先が従来行っている業務についても把握し、一元的相談窓口において、条件に違反する業務が行われないよう配慮することが求められます。



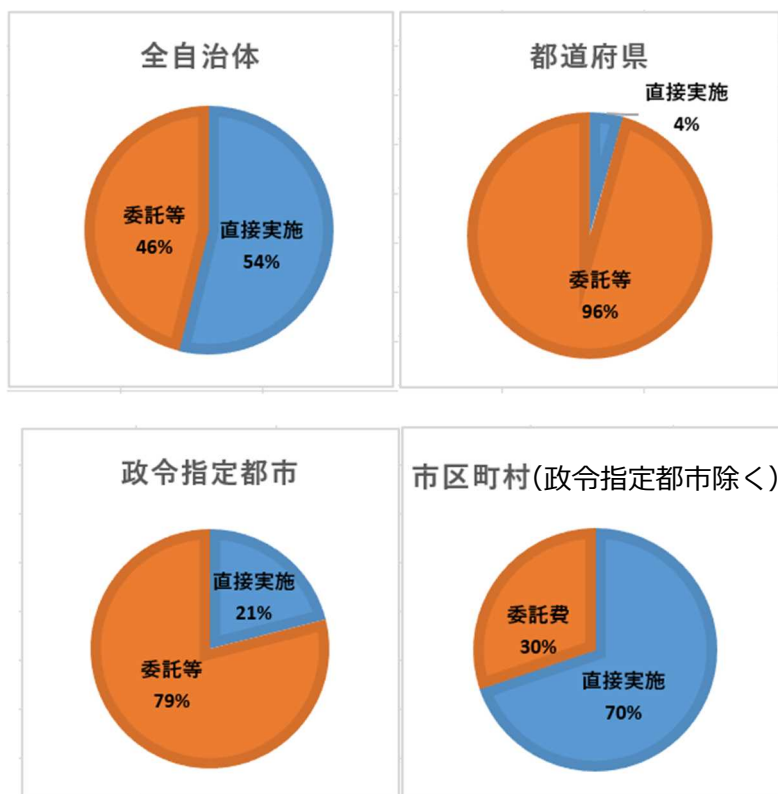
一元的相談窓口の委託等について

一元的相談窓口は、地方公共団体職員が自ら運営する方式のほか、地域の国際交流協会や外国人支援を行っているNPO法人、民間企業などに委託等（間接補助金による補助、指定管理も含む）する方法があります。

直接運営のメリット	委託等メリット
<ul style="list-style-type: none"> ◆外国人の声を直接聞くことができる。 ◆自治体の施策に活かしやすい。 ◆職員が行うことで予算が抑えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆委託等先が長年培ってきたノウハウや地域の外国人との信頼関係が活かせる。 ◆土日祝日の運営がしやすい。 ◆外国人が身構えずに相談できる。

いずれの方法によっても、一元的相談窓口を円滑かつ効果的に運営するためには、地方公共団体と地域の外国人支援団体等の連携は重要であるため、日頃からの情報交換、関係構築等が推奨されます。

(参考) 令和4年度末時点の一元的相談窓口運営方法別割合





一元的相談窓口の現況について

出入国在留管理庁では、外国人受入環境整備交付金を活用した地方公共団体から報告していただいている相談件数等を基に、毎年、一元的相談窓口の現況を出入国在留管理庁ホームページで公表しています。

現況の内容としては、①交付決定状況、②一元的相談窓口の設置状況、③一元的相談窓口における相談実施状況 の3つの情報に加え、参考資料として外国人受入環境整備交付金を活用した一元的相談窓口一覧についても掲載しています。

【資料のリンク先】

- 令和4年度外国人受入環境整備交付金を活用した地方公共団体における一元的相談窓口の現況について

(令和5年7月 出入国在留管理庁在留支援課公表)

<https://www.moj.go.jp/isa/content/01399745.pdf>



- 外国人受入環境整備交付金のページ

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri02_00039.html



(4) 対象事業

本交付金は、「地域における外国人の受入れ環境整備を促進し、多文化共生社会の実現に資する」((2) にて既述) という目的を実現するために行われる一元的相談窓口体制の設置・拡充に係る事業(以下「整備事業」という。)及び一元的相談窓口体制の運営に係る事業(以下「運営事業」という。)で、交付対象がその経費の全部又は一部を負担する経費を交付の対象とします(以下「整備事業」と「運営事業」を合わせて「交付金事業」という。)。各事業の主な対象経費については、後記「(8) 交付対象経費 (P. 17)」で御説明します。

また、交付対象が単独で事業を行う方式（単独方式）のほか、複数の交付対象が共同で事業を行う方式（共同方式）も対象となります。



共同方式の運営方法の例

共同方式には、様々な運営方法があるところ、代表的な運営方法について紹介します。

■ 相談員巡回方式

連携する市町村が共同して相談員を雇用（又は委託契約）し、相談員が各市町村を巡回して相談対応する方式。

■ 相互乗入方式

各市町村の窓口でそれぞれ相談員を雇用し、各窓口で他の連携市町村の住民の相談にも対応する方式。

■ 中心市町村集約方式

構成市町村のうち、中心となる市町村の広域的対応窓口が一括して相談を受ける方式

複数の地方公共団体が連携することにより、各地方公共団体の負担が軽減され、対象となる外国人住民も多くなることから、費用対効果が見込めるなどのメリットがあります。

また、近隣の地方公共団体と共同方式で窓口運営をすることにより、生活圏を共有する外国人住民への相談支援を効果的に行うことができます。

共同方式の実際の事例については「第3章2（7）広島市、府中町、海田町、熊野町及び坂町（P. 56）」を御参照ください。

(5) 一元的相談窓口の条件

交付金の対象となる一元的相談窓口は、以下の条件を満たすものとします。

a 法令遵守・誠実な業務の履行



交付金事業を行う者又はその委託を受ける者（以下「交付金事業実施者等」という。）が、法令等を遵守し、誠実に業務を履行することとしていること。

b 秘密保持・目的外使用禁止



交付金事業実施者等が、事業の履行に当たり知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならないこととしていること。

c 相談者の利益が認められない有料事業等への勧誘の禁止



交付金事業実施者等は、相談を受けたことを契機として、自ら運営又は所属する機関の顧客として有料により相談を受け付け又は書類作成・提出の代行を受任するなど、収入を得ることに結びつけるための勧誘は行わないこと。ただし、当該勧誘を行うことが相談者の利益になると認められる場合は、この限りでない。（詳細については、コラム「交付金取扱要領の改正について（窓口実施者による有料事業の取扱い）」（P.12）参照）

d 通年開設・相談無料



通年（注）にわたり、無料で相談に応じることとしていること。

（注）週5日以上の開設を想定していますが、困難な事情等がある場合は外国人受入環境整備交付金担当まで相談してください。

e 多言語対応



在留外国人の使用言語に応じ、多言語（注）で情報提供及び相談が行われることとしていること。

（注）原則として、11言語（日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・フィリピン語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語）以上とします。ただし、対応する言語については、地域の実情に応じてよりニーズの高い言語（例：クメール語（カンボジア語）・ミャンマー語・モンゴル語等）に変更できるものとし、また、上記言語について翻訳機等による多言語対応であっても差し支えありません。

f 外国人受入機関等からの外国人への情報提供を目的とした相談への対応



交付対象に住所を有する外国人からの相談のほか、当該相談に支障のない範囲で、外国人を受け入れている機関等からの外国人への情報提供を目的とした相談にも応じることとしていること。

g 国及び関係機関との連携



交付金事業実施者等が国及び関係機関との連携に努めることとしていること。

h 広報・周知の積極的取組



一元的相談窓口の開設状況や地域との交流の場に関する広報・周知の取組を積極的に行うこととしていること。

i 地域交流・日本語教育組織の情報提供



交付金事業実施者等は、一元的相談窓口において、相談者の求めに応じ、地域との交流や日本語教育組織の情報提供を行うよう努めることとしていること。

j 日本人からの多文化共生の実現に資する相談への対応



交付金事業実施者等は、一元的相談窓口において、日本人からの多文化共生の実現に資する相談に対応するよう努めることとしていること。



交付金取扱要領の改正について（窓口実施業者による有料事業の取扱い）

■ 取扱要領 1（3）の規定の改正について

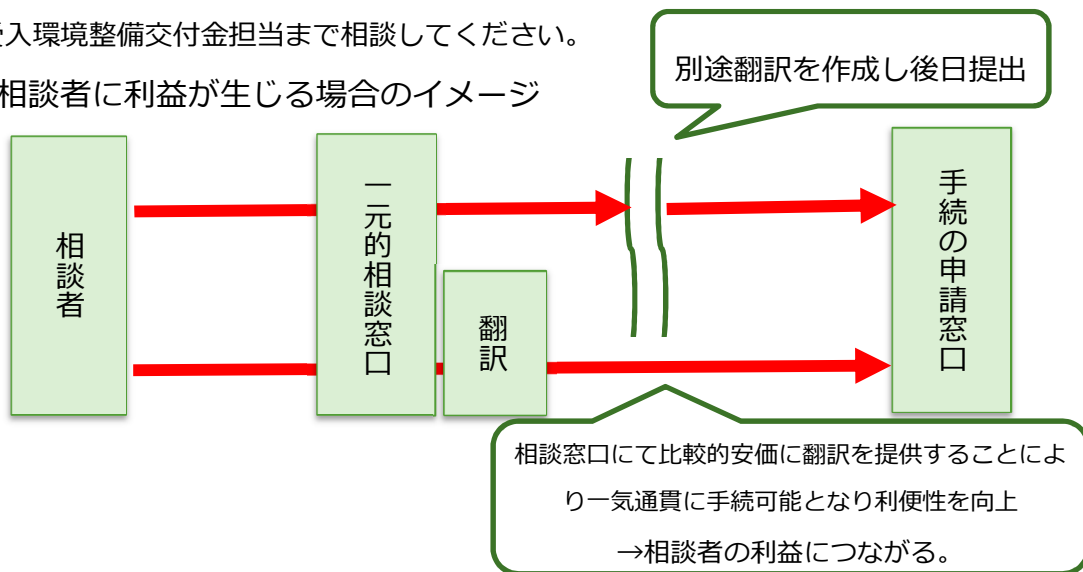
令和4年度には、一元的相談窓口で相談を受けたことを契機として有料事業に勧誘することを禁止する取扱要領 1（3）の規定について緩和する改正を行いました。

有料事業への勧誘禁止は、一元的相談窓口におけるトラブルが発生することを未然に防止することを想定した規定ですが、この規定によって相談者の利益になるような運営事業者が行う有料事業であっても、一元的相談窓口で案内ができないという不具合が生じないようにするため、一定の条件のもと、有料事業への勧誘が可能となるよう改正したものです。

例えば、一元的相談窓口において受け付けた相談内容に応じて、行政手続の申請に必要な母国の証明書類に日本語の翻訳物の添付が必要なことが判明した場合に、窓口運営事業者において比較的安価での翻訳を提供することにより、一気通貫での手続が可能となり相談者の利益につながるといったケースなどを想定しています。

これ以外のケースでも各地方公共団体において検討されるようでしたら、是非外国人受入環境整備交付金担当まで相談してください。

■ 相談者に利益が生じる場合のイメージ





多言語対応について

多言語対応の方法としては、大きく、①通訳人を雇う、②電話・映像通訳を委託する、③翻訳機を導入する の3つの方法があります。それぞれメリット・デメリットがあるため、必要に応じて組み合わせて対応している一元的相談窓口がほとんどです。以下に令和3年4月に総務省が作成した地方公共団体において多言語音声翻訳サービスを導入する場合のガイドを紹介しますので、多言語対応方法を検討する際の参考としてください。



- 地方公共団体における「多言語音声翻訳サービス」の導入ガイド

(令和3年4月 総務省情報流通行政局情報流通振興課作成)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000745491.pdf





通訳人、入管庁通訳支援事業（電話通訳）、翻訳機を組み合わせた多言語対応（新潟県）

■ 一元的相談窓口における多言語対応の取組紹介（新潟県）

新潟県では、通訳人対応、電話通訳、翻訳機のそれぞれを用意し、通訳人を配置している言語は基本的に通訳人により対応しつつ、場面に応じて電話通訳や翻訳機を活用する体制をとっており、詳しい使い分けは以下のようになっています。

種類	主な使用方法
通訳人対応 （9言語）	相談頻度の高い言語について生活情報などに詳しい相談員と通訳人で協力して、きめ細やかな相談対応を実施
電話通訳 （17言語）	相談頻度が低い言語ではあるものの、対応が想定される言語への対応手段として常に準備
翻訳機（85言語）	通訳人や電話通訳ではできない言語に対応

以前の新潟県内における多言語対応は、需要が多い言語について通訳人を配置し、使用する機会の少ない言語には翻訳機で対応する体制だったそうです。しかし、出入国在留管理庁が実施している電話通訳による通訳支援事業において、過去に翻訳機だけでは対応に苦慮していた言語（ウルドゥー語、シンハラ語、フランス語など）がカバーされていたこともあり通訳支援事業に登録し、現在の体制になったとのことでした。

☞（参考）「第4章3 通訳支援事業の実施」（P.91）

出入国在留管理庁による全地方公共団体を対象とした通訳支援事業（電話通訳）の実施について紹介しています。

☞（参考）コラム「一元的相談窓口における電話・映像通訳や翻訳機の活用」（P.92）

全国の一元的相談窓口での電話通訳等の利用状況のまとめと入管による通訳支援事業の活用について紹介しています。

(6) 交付率

- a 整備事業：必要経費の10分の10
- b 運営事業：必要経費の2分の1 ※地方財政措置の対象



外国人受入環境整備交付金に係る地方財政措置について

運営事業の地方公共団体負担については、地方交付税措置を講ずることとされています。

地方交付税措置の内容は、都道府県と市町村で異なっており、令和5年度時点の地方交付税措置の内容は下表のとおりです。

区分	地財措置	措置率
都道府県	普通交付税措置	—
市区町村	特別交付税措置	0.8

各団体で実際に見込まれる地方交付税交付金の決定額については、各団体の財政担当部署等に御確認ください。

(7) 交付限度額

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」の外国人住民数による区分に応じた額を限度額とし、予算の範囲内で決定します。

(例) 令和5年度事業の場合 → 令和4年1月1日時点の外国人住民数
※令和6年度事業における取扱いについては、内示手続きに係る通知等を御確認ください。

交付限度額は次のとおりであり、整備事業・運営事業共通です。

ア 単独方式（交付対象が単独で窓口を設置する方式）の場合

区分	外国人住民数	限度額
都道府県	—	1,000万円
市町村	5,000人以上	1,000万円
	1,000人～4,999人	500万円
	500人～999人	300万円
	500人未満	200万円

イ 共同方式（複数の交付対象が共同で窓口を設置する方式）の場合

① 都道府県+市町村

1,000万円+市町村の外国人住民数の合計に応じた限度額

(例) A県、B市(外国人住民数800人)、C町(同300人)の場合

→ 1,000万(A県分) + 500万円(市町村分) = 1,500万円

② 複数の市町村

外国人住民数の合計に応じた限度額

(例) D市(外国人住民数2,000人)、E町(同400人)の場合

→ 500万円(外国人住民数2,000+400=2,400人)





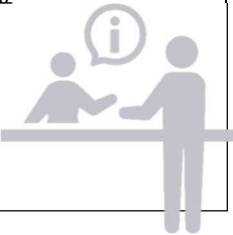
(8) 交付対象経費

各事業の主な対象経費は下表のとおりです。

なお、交付金の使用に当たっては、費用対効果に配慮した効率的使用に努めることが求められます。また、一元的相談窓口事業に係る経費として明確に区分され、提出書類により疎明されていなければ交付金の交付対象とは認められない場合がありますので、経費を計上する際には御注意ください。




交付金の対象経費に該当するかどうかは、申請された内容に基づいて、その目的や用途などと総合的に判断します。具体例に示す内容も含め、判断に迷う際には、外国人受入環境整備交付金担当までお問合せください。

ア 整備事業

対象経費	経費の具体例
機器購入等経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 翻訳タブレット ・ 事務用端末機器 ・ 複合機購入費 ・ オンライン相談用端末 
窓口整備経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談カウンター ・ パーテーション ・ 間仕切り ・ 待合ベンチ、椅子、脇机等備品及び消耗品購入費 ・ 備品搬入、設置委託経費 ・ 翻訳ソフトウェア契約費 
広報・通信運搬等事務経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一元的相談窓口の開設日時等に係る広報用パンフレット作成費 ・ パンフレット翻訳委託契約費 ・ 電話、通信回線工事費
事業委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一元的相談窓口整備事業委託費
交付対象から補助金等を受け補完的あるいは代替的な業務を行う団体が一元的相談窓口を整備するための上記経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間接交付金事業者に対する補助金 

イ 運営事業（注1）

（注1）窓口開設準備を行っている時点で発生する事業の運営に必要な月額料金や研修出席旅費なども以下の対象経費に含まれます。

対象経費	経費の具体例
相談員委託経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口相談員費 ・ 窓口における通訳業務委託費
研修・連携会議経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会出席旅費 ・ 研修会開催会場借料 ・ 研修講師謝金
導入機器等運用経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 翻訳タブレット月額使用料・保守料 ・ 翻訳ソフト利用料 ・ 電話、通信回線利用料 ・ オンライン相談用アカウント使用料 ・ 導入機器等の修繕費 
広報・通信運搬等事務経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報用リーフレット作成経費 ・ 広報用リーフレット翻訳業務委託経費 ・ 事務用消耗品購入費 ・ 窓口運用経費（注2）
事業委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一元的相談窓口運営事業委託費
交付対象から補助金等を受け補完的あるいは代替的な業務を行う団体が一元的相談窓口を運営するための上記経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間接交付金事業者に対する補助金

（注2）スペースを一元的相談窓口以外の事業と共用している場合、一元的相談窓口にかかる経費を客観的に判断できるよう、面積割などにより明確に切り分けができていないことが必要です。



広報経費の考え方について

広報に係る経費については、整備事業、運営事業の双方で計上可能ですが、以下の考え方に基づいて、どちらに計上するかを判断してください。

- ▶ 窓口の設置・拡充に合わせて窓口を広報するための経費 → 整備事業
- ▶ 窓口を運営する中で、窓口に関する広報をするための経費 → 運営事業

基本的に、窓口の広報経費として啓発品作成経費(ボールペン等)を含めないこととしていますが、窓口の新規設置又は拡充時など広報の必要性が高い場合に、対象経費となり得る可能性があります。ただし、個別に判断が必要となってくるので、外国人受入環境整備交付金担当まで相談してください。

(9) 交付金の対象とならない経費

交付金の対象とならない経費は、以下のとおりです。

- a 交付金事業の実施に直接関連のない経費
- b 交付金の交付決定前に支出される経費
- c 交付金事業の実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- d 交付金の対象となる経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(交付金の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。)
- e 交付金事業の対象経費と重複して、各府省が所管する補助金等の交付を受ける経費



翻訳機の貸出しについて

対象	対象外
一元的相談窓口を設置してある翻訳機を、 ◆相談業務の一環として、一時的に他の窓口へ貸出。 ◆相談員が相談者に同行して他の窓口で翻訳機を使用。	◆一元的相談窓口以外の窓口での使用を前提として配備。

▲注意▲

一元的相談窓口に配備されている物品を、他の窓口へ貸し出す場合は、物品の紛失等を防ぐために、手順（例：貸出簿による管理）を定め、当該手順に沿って、適切に管理することが求められます。

